

(参考資料)

独立行政法人労働政策研究・研修機構
＜法人シート／事務・事業シート（概要説明書）＞

法人シート（概要説明書）

法人名		独立行政法人労働政策研究・研修機構									
当省担当部局		政策統括官（労働担当）		担当課・室名		労政担当参事官室					
根拠法令		独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成14年法律第169号）		沿革		平成15年10月1日設立 〔第1期中期目標期間：平成15年10月1日～平成19年3月31日〕 〔第2期中期目標期間：平成19年4月1日～平成24年3月31日〕					
役職員	役員総数 (官庁OB/役員数)	5 (1/5)	常勤役員数	4 (1/4)	非常勤役員数	1 (0/1)	監事	2 (0/2)			
	職員総数	118	うち常勤	118	うち非常勤	0	役員報酬総額	77,344千円 (平成20年度)			
	現役出向者 (役員/職員)	25 (0/25)	官庁OB (常勤職員)	4	官庁OB (非常勤職員)	0	官庁OB役員 報酬総額	17,585千円 (平成20年度)			
法人概要	目的 (何のために)	労働政策研究及び労働行政職員研修を実施することにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資すること									
	対象 (誰/何を対象に)	①労働者、使用者、研究者、行政関係者（特に労働行政職員）その他の国民 ②国内外の労働現場の事情及び労働政策									
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究 ②①に必要な情報及び資料の収集整理 ③①・②の成果の普及及び政策の提言 ④労働行政職員に対する研修									
コスト	平成22年度予算見込額				人件費						
	事業費	938 百万円			}	職員構成		概算人件費		従事職員数	
	管理費	578 百万円				常勤職員	1,423,199	千円	118	人	
	人件費	1,423 百万円				非常勤職員		千円		人	
	総計	2,939 百万円									
国からの財政支出額の推移（百万円）	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度				
一般会計	576		564		538		454				
特別会計	2,748		2,748		2,669		2,386				
計	3,324		3,312		3,207		2,839				
うち運営費交付金	3,131		3,045		2,892		2,769				
うち施設整備費等補助金	193		267		316		70				
うちその他の補助金等	0		0		0		0				
国との契約	随意契約（件数/金額（百万円））	0/0		0/0		0/0		-			
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	0/0		0/0		0/0		-			

法人シート（概要説明書）

法人名		独立行政法人労働政策研究・研修機構			
当省担当部局		政策統括官（労働担当）	担当課・室名	労政担当参事官室	
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法人支出予算額の推移（百万円）		3,424	3,413	3,307	2,940
法人支出の契約	随意契約（件数/金額（百万円））	68/474	42/228	31/202	—
	うち厚労省OBが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	0/0	0/0	0/0	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（百万円））	17/246	11/118	15/412	—
	うち厚労省OBが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	0/0	0/0	0/0	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移（百万円）		△ 1	△ 1	/	
発生要因		平成19・20年度ともに、リース取引による会計処理上発生したもの。			
見直し案		リース取引によりリース期間前半に生じる損失は、当該期間後半（平成22年以降）に収益に転じるため、繰越欠損金は自然に解消される。			
行政サービス実施コストの推移（百万円）		3,153	3,080	/	
保有資産の内訳（百万円）	現・預金	752	1,086	—	—
	有価証券	300	201	—	—
	株式	0	0	—	—
	債券	300	201	—	—
	その他	0	0	—	—
	土地・建物	5,969	6,039	—	—
	その他	288	287	—	—
資本金		6,360,494,635円		うち政府出資金	同左

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

評価・意見の主体	内 容
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>業務実績の評価結果（平成20年度）において、次の評価を受けた。</p> <p>「平成20年度の業務実績については（中略）、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。</p> <p>今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。」</p>

法人シート（概要説明書）

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構		
当省担当部局	政策統括官（労働担当）	担当課・室名	労政担当参事官室

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
既存予算の徹底的な見直しを実施する。	大臣指示（平成21年10月6日） 行政刷新会議決定（平成21年11月19日）	①	理事（1名）を廃止。（平成21年度） 一般競争入札の徹底、施設整備の見直し、広報業務の見直し等による経費削減を実施（266,027千円減 ▲8.6%）。（平成22年度）
嘱託（常任参与）を年内に廃止する。	大臣指示（平成21年11月17日）	①	嘱託（常任参与1名）を廃止。（平成22年1月）
現在、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行う。	閣議決定（平成21年9月29日）	①	理事（管理・研修担当）及び監事（非常勤）の公募による選考を実施。（平成21年度）
国と異なる諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべき。	総務省政独委意見（平成21年12月9日）	②	国の水準より高いものは、国又は厚生労働省の基準に合わせる。また、国にないものは廃止する。（平成22年度～）

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
嘱託職員として、参事や参与の肩書で常勤ポストを配置。	新聞（平成21年11月17日）	①	嘱託（常任参与1名）を廃止。（平成22年1月）
論文一本あたり6,000万円以上かかっている。民間なら2,000万円から3,000万円までできる。	新聞（平成22年4月16日）	①	明らかな事実誤認。機構が報告書等のとりまとめに要する費用は、一本あたり2,500万円。

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名		①国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究 ②①に必要な情報及び資料の収集整理 ③①・②の成果の普及及び政策の提言			事業No	1
類型		研究開発型				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		○独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成14年法律第169号）第12条第1号～第4号 ○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第3号 ○雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第5号及び第63条第1項第7号	関係する通知、計画等	①独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標（第2期）（平成19年3月9日厚生労働省発政第0309003号） ②独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）		
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的（何のために）	労働政策研究を実施することにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資すること				
	対象（誰/何を対象に）	①労働者、使用者、研究者、行政関係者（特に労働行政職員）その他の国民 ②国内外の労働現場の事情及び労働政策				
	事務・事業内容（手段、手法など）	①国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究 ②①に必要な情報及び資料の収集整理 ③①・②の成果の普及及び政策の提言				
	事業の期限	無し				
事業の沿革		昭和33.9 日本労働協会（特殊法人）設立 平成2.1 雇用促進事業団雇用職業総合研究所と統合し、日本労働研究機構（特殊法人）設立 平成15.10 日本労働研究機構及び労働研修所（厚生労働省の施設等機関）を整理統合し、労働政策研究・研修機構（独立行政法人）設立				
事業の効果		機構は、厚生労働省の研究要請等に基づき、社会科学等の専門知識と、労働政策の内容や運用実態等に精通した研究員によって、労働現場の丹念な実態把握や労働政策に係る課題の調査研究を実施している。機構の調査研究は、労使双方から信頼される公平性・中立性と、その体系的・継続的かつ実証的な成果を通じて、実効性のある労働政策の立案・推進に必要な基盤を提供している。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度 （第1期終年度）	H19年度 （第2期初年度）	H20年度
		調査研究報告書等のとりまとめ	件	76	61	54
		【参考】研究職員総数	人	41	36	33
		国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る情報及び資料の収集整理	件	30	26	22
		研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣	人	15	8	5
		ニュースレター、メールマガジン、研究専門雑誌の発行	件	120	119	115
		行政機関の審議会・研究会への参画等	件	78	78	88

事務・事業シート（概要説明書）

<p align="center">事業名</p>	①国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究 ②①に必要な情報及び資料の収集整理 ③①・②の成果の普及及び政策の提言	<p align="center">事業No</p>	<p align="center">1</p>			
<p align="center">類型</p>	研究開発型					
<p align="center">成果目標</p>	①外部の研究者から構成される評価部会において高い評価を受けた調査研究成果を3分の2以上確保すること ②国内に係る収集整理の成果が白書、行政機関の審議会・研究会、新聞・雑誌等で活用される件数を中期目標期間中で延べ500件以上確保するとともに、海外に係る収集整理について、主要先進諸国を対象に毎年度4テーマ以上の政策課題等について行うこと ③招へいする研究者等を厳選し中期目標期間中で延べ10人以下とするとともに、派遣する研究者等を厳選し中期目標期間中で延べ20人以下とすること ④労働政策研究に資するとともに労使実務家を始めとする国民各層における政策論議の活性化を図ることを目的として、調査研究等の成果についてニュースレターを月1回、メールマガジンを週2回、研究専門雑誌を月1回発行するとともに、読者へのアンケート調査において80%以上から有益であるとの評価を得ること					
<p align="center">成果実績 (成果指標の目標達成状況等)</p>	<p align="center">【成果指標名】 / 年度実績・評価</p>	<p align="center">単位</p>	<p align="center">H18年度 (第1期終年度)</p>	<p align="center">H19年度 (第2期初年度)</p>	<p align="center">H20年度</p>	
	①調査研究	外部の評価部会において高い評価を得た割合2/3以上	%	89.7	70.4	75.0
	【参考】審議会・研究会、新聞・雑誌等での成果の活用件数	件	523	521	540	
	②情報資料収集整理	審議会・研究会、新聞・雑誌等での成果の活用件数が中期目標期間中で延べ500件以上(国内)	件	207	245	254
	収集整理テーマ数4テーマ以上(海外)	件	7	4	4	4
	【参考】審議会・研究会、新聞・雑誌等での成果の活用件数(海外)	件	15	23	39	
	③招へい・派遣	中期目標期間中で、招へい延べ10人以下	人	11	1	1
	【参考】招へい者がとりまとめた研究及び論文数	件	21	2	2	
	中期目標期間中で、派遣延べ20人以下	人	4	7	4	4
	④成果普及政策提言	ニュースレター発行回数月1回	件	12	12	12
	ニュースレター読者アンケートにおける「有益」回答割合80%以上	%	94.0	95.0	95.0	95.0
	メールマガジン発行回数週2回	件	96 (=96)	96 (=96)	94 (=94)	94 (=94)
	メールマガジン読者アンケートにおける「有益」回答割合80%以上	%	97.0	98.0	98.1	98.1
	研究専門雑誌発行回数月1回	件	12	12	12	12
	【参考1】メールマガジン読者数	人	24,431	25,234	26,611	
【参考2】研究専門雑誌読者アンケートにおける「有益」回答割合	%	94.3	92.8	92.4		
【参考3】ホームページ等アクセス件数	万件	2,696	3,409	4,006		
【参考4】審議会・研究会参画等件数	件	78	78	88		
【参考5】報道機関取材協力件数	件	136	107	190		
<p align="center">パンフレット・報告書等の作成 (件数)</p>		<p align="center">単位</p>	<p align="center">H18年度 (第1期終年度)</p>	<p align="center">H19年度 (第2期初年度)</p>	<p align="center">H20年度</p>	
	調査研究報告書等	号	76	61	54	
	ニュースレター	号	12	12	12	
	研究専門雑誌	号	12	12	12	
<p align="center">過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物</p>	[年度] 平成18年度(第1期中期目標期間終了年度) [主な活動実績] 調査研究報告書等のとりまとめ76件、情報及び資料の収集整理30件、招へい及び派遣15名、ニュースレター等の発行120件、審議会・研究会参画等78件 [金額] 業務経費(全体)1,052百万円 [代表的成果物] 同年度の成果が政府の「フリーター常用雇用化プラン」、ニートの自立支援対策、パートタイム労働法の改正等の労働政策の立案・推進に寄与					

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	①国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究 ②①に必要な情報及び資料の収集整理 ③①・②の成果の普及及び政策の提言			事業No	1	
類型	研究開発型					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	893 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費・管理費	1,611 百万円		常勤職員	1,145,502 千円	102 人
	総計	2,504 百万円		非常勤職員	千円	人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）		
内訳	これまでの予算額等（百万円）		825	792	923	
	外部委託費		361	301	330	
	諸謝金		71	74	103	
	図書印刷費		68	71	86	
	消耗品費		52	63	42	
	その他		273	283	362	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		2,404				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）		0	0	0	
	再委託先（名称・件数）		0	0	0	
	随意契約（件数/金額（同））		0/0	0/0	0/0	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））		0/0	0/0	0/0	
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））		0/0	0/0	0/0	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））		0/0	0/0	0/0	

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容・方法
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>業務実績の評価結果（平成20年度）において、次の評価を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「労働政策研究の実施については、（中略）行政や国民各層のニーズに対応し、かつ、政策立案に真につながるようなタイムリーなテーマを扱っている。また、経済財政諮問会議、社会保障国民会議等においても多くの成果物が利用されていることは、その質の高さの証左ともいえ、研究の質・量の両面で労働政策の立案に寄与しているものとして、評価できる。」 ○「国内外労働事情の収集・整理については、（中略）プロジェクト研究等の労働政策研究との関連を重視した結果、諸外国の公共職業訓練の制度・実態等の収集した情報はプロジェクト研究における有用なデータとして活用されており、労働政策研究に資したものと評価できる。」 ○「研究者等の招へい・派遣については、「整理合理化計画」を踏まえ、労働政策研究との関連をより重視して対象者を厳選した結果、（中略）招へいした研究員がプロジェクト研究の活動に貢献したり、派遣した研究員等がプロジェクト研究に関連する海外の研究成果を収集したりするなど、労働政策研究に資するものになったことは評価できる。」 ○「成果の普及・政策提言については、ホームページ、ニュースレター・メールマガジン、労働政策フォーラムの開催を通じて積極的な成果の普及・政策提言が行われており、利用者等に対するアンケート調査においても高い評価を得ていることは評価できる。」
外部評価部会	<p>第三者（外部専門家）から構成される評価部会において、5段階（S～D）の定量的評価により、5項目の視点別評価（①趣旨・目的、②研究方法、③研究成果・結果の水準、④研究成果・結果の有益度、⑤政策への貢献度）と総合評価を実施した。</p> <p>当該評価を受けた20課題のうち、2件がS（最優秀）、13件がA（優秀）、5件がB（普通）評価を受けた。</p>

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	①国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究 ②①に必要な情報及び資料の収集整理 ③①・②の成果の普及及び政策の提言	事業No	1
類型	研究開発型		

【現在抱えている課題】

内 容		
独立行政法人評価委員会の評価結果等に適切に対応。		
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)	<p>労働市場をとりまく環境の変化等に伴い、労働政策が取り組むべき課題は一層複雑なものとなっている。また、雇用の確保及び質の向上を実現し、国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会をつくるため、労働政策が果たすべき役割は一層重要なものとなっている。</p> <p>労働政策は、労働者の働き方、企業経営の在り方など、労使双方に重大な影響を及ぼすものであるため、労働現場を熟知した労使当事者が参加した公労使三者構成の労働政策審議会における審議を経て立案されるが、その審議においては、国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る公平・中立で客観的・専門的な調査研究の成果が土台となっている。</p> <p>機構は、厚生労働省の研究要請等に基づき、社会科学等の専門知識と、労働政策の内容や運用実態等に精通した研究員によって、労働現場の丹念な実態把握や労働政策に係る課題の調査研究を実施しているとともに、その運営に労使も参画している。機構の調査研究は、その体系的・継続的かつ実証的な成果を通じて、実効性のある労働政策の立案・推進に必要な基盤を提供しており、公共上の見地から確実に実施されることが必要である。</p>	
国の施策における位置付け	国内外の労働問題や労働政策について総合的な調査研究等を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資する	
廃止	廃止の可否	否
	廃止すると生じる影響	<p>国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究等（以下「労働政策研究」という。）を公平・中立の立場で体系的・継続的に行っている機関は機構以外にないため、本事務・事業を廃止した場合には、次のように労働政策の停滞を招き、国民生活に重大な悪影響を及ぼす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働政策の審議の共通の土台となる公平・中立の立場での実態把握や調査研究を欠き、実効性のある労働政策の立案・推進が困難となる。 ・その知見をもって各種審議会・研究会の委員に多数招請され、労働政策の立案に貢献している機構の研究員を失い、実効性のある労働政策の立案・推進が困難となる。 ・労働政策の停滞により、雇用の量的拡大及び質の向上等が効果的に図られず、雇用環境の悪化を招くほか、所得格差の拡大や経済成長の停滞等といった深刻な社会問題を惹起する。 ・機構の調査研究成果は、機構による成果普及の取組のほか、各種メディアにより広く報道・活用されており、このような情報源を欠くこととなれば、労働問題への国民の関心・理解を深めることが困難となる。
	民間主体における実施状況	民間では実施されていない。
可	民営化の可否	否
	事業性の有無とその理由	—
	民営化を前提とした規制の可能性	—
	民営化に向けた措置	—
否	理由	<p>労働政策は、労使当事者が参加した公労使三者構成の労働政策審議会における審議を経て立案されるが、その審議の土台となる調査研究は、労使双方から信頼される公平性・中立性が求められるため、労使も参画した公共性を有する機関において確実に実施される必要がある。</p> <p>また、実効性のある労働政策を推進するためには、労働現場の丹念な実態把握や労働政策に係る課題の調査研究が体系的・継続的に実施されている必要があるが、本事務・事業は、その性質上収益が期待できないため、収益性を求められる民間では、体系的・継続的な労働政策研究が実施できない。</p> <p>さらに、民間との委託契約により調査研究を行う場合には、委託契約締結時点で調査研究の内容・手法を確定する必要がある一方、本事務・事業においては、政策ニーズを踏まえた機動的・効果的な調査研究を行うために、その内容・手法の微修正を重ねながら調査研究を進める必要があるため、委託契約により行うことは困難である。</p> <p>以上のことから、労働政策の審議の共通の土台となる公平・中立の立場での実態把握や調査研究を欠き、実効性のある労働政策の立案が困難となるため、廃止する場合と同様に労働政策の停滞を招き、国民生活に重大な悪影響を及ぼす。</p>

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		①国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究 ②①に必要な情報及び資料の収集整理 ③①・②の成果の普及及び政策の提言	事業No	1
類型		研究開発型		
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	可	移管先	—	
		内容・理由	—	
	否	理由	労働政策は、ILO条約に基づき国の責任において労使の参画を得ながら立案・推進される必要があるため、労働政策の立案・推進に必要な体系的・継続的な労働政策研究も、国の責任において行う必要がある。	
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	可	移管先	—	
		内容・理由	—	
	否	理由	本事務・事業は、労使双方から信頼される公平性・中立性が求められるため、労使が参画して運営される必要があるが、そのような法人は他にない。 なお、類似する事務・事業を実施していない他法人に移管した場合には、労使双方の運営参画による公平・中立な調査研究が実施できなくなるほか、当該他法人の事務・事業全体の中で労働政策研究が埋没するおそれもあり、廃止又は民営化した場合と同様に労働政策の停滞を招き、国民生活に重大な悪影響を及ぼす。	
	可	一体的実施の可否	否	
		一体的に実施する法人	—	
		内容・理由	—	
否	理由	本事務・事業は、労使双方から信頼される公平性・中立性が求められるため、労使が参画して運営される必要があるが、そのような法人は他にない。		
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	可	移管先	—	
		内容・理由	—	
		徹底した効率化の内容	—	
	否	理由	本事務・事業に類似する事務・事業を実施している国の行政機関がないため、適切な移管先がない。 なお、類似する事務・事業を実施していない国の行政機関に移管した場合には、①中期目標による目標管理、②評価委員会による業務実績評価、③弾力的な財務運営、④柔軟な人事・組織管理等の独立行政法人制度に基づいた効果的・効率的な事務・事業の運営ができなくなり、そのような運営のノウハウも失われるため、労働政策の停滞を招き、国民生活に重大な悪影響を及ぼす。 また、労働政策研究は、専門的な知見のある研究員が行うものであるが、本事務・事業を国の行政機関に移管した場合には、同時に機構の研究員等も移管する必要があるため、国家公務員の人数の増加や国の行政組織の増大となり国の行政組織の簡素合理化の流れに逆行するほか、法律による総定員管理が行われるため、民間の優秀な研究員を機動的に採用するなどの柔軟な人事管理が困難となる。	
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<p>大臣指示及び行政刷新会議決定「事務事業の横断的見直し」に従い、次の見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月予算要求31億円 → 予算見直し案28億円 ▲8.6% (平成21年度予算比 ▲11.5%) ・理事(1名)の削減、常任参与(1名)の廃止【理事は平成21年10月から、常任参与は平成22年1月から実施】 ・一般競争入札の徹底、施設整備の見直し、広報業務の見直し等によるコスト削減(266,027千円減 ▲8.6%)【平成22年度】 <p>また、このほか、更なる人件費の見直し、事業費の見直し等を検討中。</p> <p>さらに、次の取組を継続。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の縮減(業務経費▲25%、一般管理費▲15%、人件費▲14%、交付金全体で▲18%(6億円減))【平成19-23年度】 ・「随意契約見直し計画」による一般競争入札等への移行(真にやむを得ないものを除き全て移行)【平成19-22年度】 ・市場化テストの導入(労働大学の施設の管理・運営業務)【平成21年度から実施】 		
行政機関、他法人、自治体等における類似事業		労働政策研究を行っている機関は機構のみであるが、国の他府省庁はそれぞれの所管分野の政策研究機関を有している。		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	①国内外の労働現場の事情及び労働政策に係る総合的な調査研究 ②①に必要な情報及び資料の収集整理 ③①・②の成果の普及及び政策の提言	事業No	1
類型	研究開発型		
参考	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	行政機関との連携については、厚生労働省からの要請に基づいた緊急性・重要性の高い新たな政策課題に係る労働政策研究を厚生労働省と意見交換等を行いながら実施している。 他法人等との連携については、中国労働保障科学研究院（CALSS）、韓国労働研究院（KLI）、オーストラリア国立大学（ANU）豪日研究センター等の政策研究機関と共同研究を実施している。	
	諸外国における公的主体による実施状況	諸外国の政府の政策研究機関（一例） ・中国 中国労働保障科学研究院（CALSS） ・韓国 韓国労働研究院（KLI） ・ドイツ 労働市場職業研究所（IAB） ・フランス 教育・訓練・雇用研究センター（CEREQ） ・EU 欧州生活・労働条件改善財団（EUROFOUND）	

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
労働政策研究事業について、民間企業、大学等の政策研究機関における研究と重複するものは行わないとの観点から、研究内容を一層厳選して実施する。	閣議決定（平成19年12月24日）	①	プロジェクト研究の統合再編を行うなど、研究内容がより一層政策に資するものとなる研究を厳選して実施し、それによる経費の削減を実施。（平成20年度～）
研究者等の海外からの招へい・海外派遣事業について、労働政策研究への直接的な効果が高いものに重点化することとし、招へい・派遣数の縮減を図る。		①	労働政策研究への直接的な効果が高いものに重点化し、招へい・派遣数を縮減し、それによる経費の削減を実施。（平成20年度～）

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
—	—	—	—

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		労働行政職員に対する研修			事業No	2
類型		特定事業執行型（試験・教育・研修・指導型）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		関係する通知、計画等	○独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成14年法律第169号）第12条第5号 ○労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第3号 ○雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第5号及び第63条第1項第7号 ○国家公務員法（昭和22年法律第120号）第73条第1項第1号			
			①独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標（第2期）（平成19年3月9日厚生労働省発政第0309003号） ②独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定） ③厚生労働省研修実施要綱（平成15年10月1日大臣官房人事課長決裁） ④地方労働行政職員研修計画（平成15年9月1日地発第0901001号）			
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
事務・事業概要	目的（何のために）	全国の労働行政職員に対し、労働政策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要な専門知識・技能を教授することにより、我が国の労働政策の効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資する				
	対象（誰/何を対象に）	労働行政職員				
	事務・事業内容（手段、手法など）	労働行政職員に対する研修（基礎研修、上級研修、専門研修及び管理監督者研修）				
	事業の期限	無し				
事業の沿革		昭和39.6 労働省労働研修所（施設等機関）設立 平成13.1 厚生労働省労働研修所（施設等機関） 平成15.10 日本労働研究機構（特殊法人）及び厚生労働省労働研修所を整理統合し、労働政策研究・研修機構（独立行政法人）設立				
事業の効果		労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となる専門的知識、技能、企業及び事業主に対する指導等のノウハウ等を体系的・継続的かつ齊一（時間・地域）的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供している。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度（第1期終年度）	H19年度（第2期初年度）	H20年度
		研修実施コース	件	80	77	80
		研修受講人数	人	3,694	3,215	3,476
成果目標		研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から「有意義だった」との評価を得ること				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度（第1期終年度）	H19年度（第2期初年度）	H20年度
		有意義評価率85%以上	%	96.1	97.2	96.7
パンフレット・報告書等の作成（件数）			単位	H18年度	H19年度	H20年度
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	労働行政職員に対する研修		事業No	2		
類型	特定事業執行型（試験・教育・研修・指導型）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	[年度] 平成17年度 [活動実績] 研修実施コース81、研修受講人数3,901 [金額] 業務経費46百万円					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	45 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費・管理費	390 百万円		常勤職員	277,697 千円	21 人
	総計	436 百万円		非常勤職員	0 千円	0 人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
内訳	これまでの予算額等（百万円）	48	36	49		
	諸謝金	19	18	20		
	保守料	11	5	6		
	図書印刷費	3	5	4		
	外部委託費	3	4	6		
	その他	12	4	13		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	436					
再委託	再委託金額（百万円）	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	再委託先（名称・件数）	0	0	0		
	随意契約（件数/金額（同））	0/0	0/0	0/0		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	0/0	0/0	0/0		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	0/0	0/0	0/0		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	0/0	0/0	0/0		
	【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】					

評価の主体	評価結果の内容・方法
厚生労働省独立行政法人評価委員会	業務実績の評価結果（平成20年度）において、次の評価を受けた。 ○「研究部門が新たに開発したツールを研修に導入するとともに、平成19年度を16名上回る92名（延べ）の研究員を講師として派遣する等の研究部門と研修部門の一層の連携がなされた結果、研修生からも高い評価を得ていることは評価できる。」

【現在抱えている課題】	内容
	独立行政法人評価委員会の評価結果等に適切に対応。

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		労働行政職員に対する研修	事業No	2
類型		特定事業執行型（試験・教育・研修・指導型）		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		<p>一般に国の各府省庁においては、各行政分野に従事する職員に対し必要な研修を行う機関を設置しているが、労働行政においては、機構が地方組織も含めた全国の労働行政職員（Ex. 労働基準監督署における労働基準監督官、ハローワークにおける職業指導官等）に対する研修を実施している。</p> <p>労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となる専門的知識、技能、企業及び事業主に対する指導等のノウハウ等を体系的・継続的かつ斉一（時間・地域）的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しており、公共上の見地から確実に実施されることが必要である。</p>		
国の施策における位置付け		全国の労働行政職員に対し、労働政策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要な専門知識・技能を教授することにより、我が国の労働政策の効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資する		
廃止	廃止の可否	否		
	廃止すると生じる影響	<p>労働行政職員に対する研修を体系的・継続的に行っている機関は機構以外にないため、本事務・事業を廃止した場合には、労働行政職員に対する研修の実施が困難になり、次のように労働行政サービスの低下を招き、国民生活に重大な悪影響を及ぼす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働行政職員が業務を遂行するために必要となる専門的知識、技能等の付与・育成が行われず、労働行政サービスが質量ともに低下する。 労働行政サービスの質量が低下すれば、雇用環境の悪化、所得格差の拡大等といった深刻な社会問題への対応に支障を来す。 		
	民間主体における実施状況	民間では実施されていない。		
民営化	民営化の可否	否		
	可	事業性の有無とその理由	—	
		民営化を前提とした規制の可能性	—	
		民営化に向けた措置	—	
	否	理由	<p>本事務・事業は、国の労働行政職員が業務を遂行するために必要となる専門的知識、技能、企業及び事業主に対する指導等のノウハウ等の研修を体系的・継続的かつ斉一的に行うものであるため、その性質上、収益が期待できない。</p> <p>また、民間委託により本事務・事業を実施した場合には、次のようなデメリットが生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働行政職員研修に必要な研修の体系的・継続性かつ斉一性の確保が困難となり、労働基準監督官に対する司法警察研修など行政権限の行使に係る研修を的確に実施することができない。 労働政策の課題及び第一線の労働行政機関の担当者のニーズを把握し、的確な研修カリキュラムの作成や内容を確保することが困難となる。 機構においては、労働政策研究と労働行政職員研修との連携によって①研修を通じて第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、労働政策研究に反映させる（Ex. 職業相談における困難事例対応研修プログラムの開発）、②研究員が開発した職業情報提供システム（キャリアマトリクス）を用いた職業相談の研修を実施するなどの相乗効果を上げているが、本事務・事業を民営化した場合には、このようなメリットが見込めなくなる。 	
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	可	移管先	—	
		内容・理由	—	
否	理由	本事務・事業は、国の労働行政職員に対し、労働政策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要な専門知識・技能を教授するものであるから、国の責任において行う必要がある。		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		労働行政職員に対する研修	事業No	2
類型		特定事業執行型（試験・教育・研修・指導型）		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	可	移管先	—	
		内容・理由	—	
	否	理由	<p>本事務・事業に類似する事務・事業を実施している他法人がないため、適切な移管先がない。 なお、類似する事務・事業を実施していない他法人に移管した場合には、次のようなデメリットが生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の研修部門は、独立した宿泊型の研修施設（労働大学校、埼玉県朝霞市）において運営されているが、年間3,000～4,000人が利用しており、研修施設を他法人の事務・事業に利活用できる余裕はないことから、移管によるコスト面・内容面のメリットが見込めないこと。 ・民営化した場合と同様に、労働政策の課題や現場のニーズの把握が困難になり的確な研修が実施できなくなるほか、労働政策研究と労働行政職員研修との連携・融合による相乗効果のメリットが失われること。 ・当該他法人の事務・事業全体の中で、必要な質・量の労働行政職員研修が実施されなくなるおそれがあること。 	
	可	一体的実施の可否	否	
		一体的に実施する法人	—	
否	理由	<p>本事務・事業に類似する事務・事業を実施している他法人がないため、一体的に実施できる他法人がない。</p>		
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	可	移管先	—	
		内容・理由	—	
	否	理由	<p>本事務・事業に類似する事務・事業を実施している国の行政機関がないため、適切な移管先がない。 なお、類似する事務・事業を実施していない国の行政機関に移管した場合には、①中期目標による目標管理、②評価委員会による業務実績評価、③弾力的な財務運営、④柔軟な人事・組織管理等の独立行政法人制度に基づいた効果的・効率的な事務・事業の運営ができなくなり、そのような運営のノウハウも失われ、労働政策の停滞を招き、国民生活に重大な悪影響を及ぼす。</p>	
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<p>大臣指示及び行政刷新会議決定「事務事業の横断的見直し」に従い、次の見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月予算要求31億円 → 予算見直し案28億円 ▲8.6%（平成21年度予算比 ▲11.5%） ・理事（1名）の削減、常任参与（1名）の廃止【理事は平成21年10月から、常任参与は平成22年1月から実施】 ・一般競争入札の徹底、施設整備の見直し、広報業務の見直し等によるコスト削減（266,027千円減 ▲8.6%）【平成22年度】 <p>また、このほか、更なる人件費の見直し、事業費の見直し等を検討中。</p> <p>さらに、次の取組を継続。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の縮減（業務経費▲25%、一般管理費▲15%、人件費▲14%、交付金全体で▲18%（6億円減））【平成19-23年度】 ・「随意契約見直し計画」による一般競争入札等への移行（真にやむを得ないものを除き全て移行）【平成19-22年度】 ・市場化テストの導入（労働大学校の施設の管理・運営業務）【平成21年度から実施】 		
行政機関、他法人、自治体等における類似事業		労働行政職員研修を行っている機関は機構のみであるが、国の他府省庁はそれぞれの所管分野に従事する職員に対し必要な研修を行う機関を有している。		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	労働行政職員に対する研修	事業No	2
類型	特定事業執行型（試験・教育・研修・指導型）		
参 考	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	<p>行政機関との連携については、次のように厚生労働省と緊密な連携を行い、研修を実施している。</p> <p>各研修コースの目的、対象者、内容、実施時期及び実施期間は、毎年3月に策定する次年度研修実施計画において決定されるが、当該計画は、①各研修コースを受講した研修生からの要望等（実施の都度把握）及び②厚生労働省関係部局からの要望等（毎年10・11月頃）を踏まえ、当省と機構（労働大学校）との協議を重ねて策定されている。</p> <p>民間との連携・役割分担については、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、基礎研修の科目のうち基礎的、一般的な知識やスキルの習得に係るもの（接遇とコミュニケーション等）について民間委託を図ることとし、企画競争による委託を実施している。</p>	
	諸外国における公的主体による実施状況	<p>諸外国の政府の政策研究機関（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ 連邦行政研修所（Fachhochschule des Bundes für öffentliche Verwaltung）労働行政研修支所—労働基準、雇用関係担当官等に対する研修を実施 ・フランス 国立労働雇用職業訓練研修所（INTEFP）—雇用連帯住宅省の労働基準、雇用、職業訓練担当職員に対する研修を実施 ・アメリカ <ul style="list-style-type: none"> ①労働省人的資源センター（Human Resource Center）—政治任用以外の職員を対象に、新規採用研修、資格向上研修、資質向上研修、管理職研修、キャリアカウンセリング研修等実施 ②局別研修機関—連邦政府として横断的に実施する労働関係の政策、法律（労働基準、安全衛生等）の研修は局別に実施している。一例は、安全衛生局職員研修所（OSHA TrainingCenter、基礎研修から高度なものまで多数のコースを設け、宿泊型研修を実施）。 	

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
労働基準監督官等の研修について、民間の一層の活用による効率化を図る。	閣議決定（平成19年12月24日）	①	基礎研修の科目のうち基礎的、一般的な知識やスキルの習得に係るもの（接遇とコミュニケーション等）について民間委託を図ることとし、企画競争による委託を実施。（平成21年度～）
労働大学校の施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。		①	労働大学校の管理・運營業務の市場化テストを導入。（平成21年度～）

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
—	—	—	—